

政令 第三百三十三号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二百二十八条第一項、第二項及び第四項、第二百二十九条、第三百零一条第一項、第三百零一条第一項並びに第三百零二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（中小企業信用保険法の特例）

第一条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」という。）第二百二十八条第一項の政令で定める日は、平成二十四年三月三十一日とする。

第二条 法第二百二十八条第一項第一号の政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当することにつき、その住所地を管轄する市町村長その他相当な機関から証明を受けた者とする。

一 特定被災区域内に有する事業所又は主要な事業用資産について、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震により、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けたこと。

二 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に際して、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第十五条第二項又は第二十条第五項の規定により同法第十五条第二項第一号の緊急事態応急対策を実施すべき区域が公示された場合において、当該公示の際現に当該区域内に事業所を有していたこと。

三 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）によりその者の事業活動に著しい支障が生じたため、その事業に係る収入が著しく減少したこと。

第三条 法第二百二十八条第二項の政令で指定する保険関係は、普通保険（中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険をいう。以下同じ。）、無担保保険（中小企業信用保険法第三条の二第一項に規定する無担保保険をいう。以下同じ。）又は特別小口保険（中小企業信用保険法第三条の三第一項に規定する特別小口保険をいう。以下同じ。）について、それぞれ、中小企業信用保険法第十二条に規定する経営安定関連保証に係る保険関係、東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）第一条の規定により指定された激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第十二条第一項に規定する災害関係保証に係る保険関係及び法第二百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証に係る保険関係とする。

2 法第二百二十八条第二項の政令で定める限度額は、普通保険にあつては四億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は中小企業信用保険法第二条第一項第六号に規定する酒類業組合であるときは、八億円）、無担保保険にあつては一億六千万円、特別小口保険にあつては二千五百万円とする。

第四条 法第二百二十八条第四項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業

信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。）一年につき、普通保険及び無担保保険にあつては〇・四一パーセント（手形割引特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引特殊保証をいう。以下この条において同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下この条において同じ。）の場合は、〇・三五パーセント）、特別小口保険にあつては〇・一九パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）とする。

（小規模企業者等設備導入資金助成法の特例）

第五条 法第二百二十九条第一項の政令で定める都道府県は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、神奈川県及び新潟県とする。

第六条 法第二百二十九条第一項の政令で定める期間は、十年（特別の理由があると認められるときは、四年以上十年以内において前条の都道府県が定める期間）とする。

2 法第二百二十九条第二項の政令で定める期間は、九年（特別の理由があると認められるときは、三年以上九年以内において小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第二条第四項に規定する貸与機関が定める期間）とする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う工場整備事業等）

第七条 法第三百十条第一項の政令で定める地域は、特定被災区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域であつて、同項に規定する特定事業者が当該区域にその工場又は事業場を移転することにより、当該特定事業者の事業活動の活性化が見込まれる区域として経済産業大臣が定めるものとする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例）

第八条 法第三百十一条第一項及び第三百十二条の政令で定める日は、平成二十六年三月三十一日とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日から施行し、第一条から第六条までの規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

（法人税法施行令の一部改正）

第二条 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号ハ中「第二項第七号」を「第二項第八号」に改める。